

**令和元年度
(2019年度)**

朝霞市一般会計等財政健全化審査意見書

朝霞市監査委員

朝 監 発 第 1 3 号
令 和 2 年 8 月 1 4 日



朝霞市長 富岡勝則 様

朝霞市監査委員 石川孝之
朝霞市監査委員 獅子倉千代子

令和元年度朝霞市一般会計等財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和元年度朝霞市一般会計等を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度 一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	12.11
②連結実質赤字比率	—	17.11
③実質公債費比率	4.7	25.0
④将来負担比率	24.7	350.0

※ ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率について、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と記載する。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、実質赤字額がなく黒字のため「—」の記載とする。

②連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく黒字のため「—」の記載とする。

③実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は4.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は24.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。